

日本の先住民族をのこしていくために

——教科書記述から見るアイヌ先住民族——

保 莉 さ つ き

第1章 序論

2018年、1948年に世界人権宣言が採択されてから70年という年を迎えた。この世界人権宣言は、基本的人権の尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではないが、初めて人権の保障を国際的に謳った画期的なものである。そして2007年に国連総会で「先住民の権利に関する国際連合宣言」(以下、国連先住民族権利宣言)が採択された。この国際連合宣言は、先住民族の基本的人権の保証が謳われており、文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育の権利を含めた、先住民族の個人、集団としての最低限保証されるべき権利を規定している。現在少なくとも5,000の先住民族が存在し、その住民の数は3億7000万人を数え、5大陸の70カ国以上に住んでいる(国際連合広報センター2018)。

日本には17世紀から19世紀の間、東北地方北部から北海道、サハリン(樺太)、千島列島に及ぶ広い範囲に先住する人々がいた。その人々が「アイヌ先住民族」である。彼らの詳しい歴史は、第2章にもあるようにとても複雑で、簡単に説明できるようなものではない。しかし私たちが学んできた教科書にはアイヌの人々がどのような歴史を持ち、どのように暮らしてきたかなどの記述が少ない。現在、日本に住んでいるアイヌの人々の具体的な数字も掲載されていない。なぜならアイヌの定義があいまいであるからだ。アイヌの血が入っていても自分をアイヌと認めることが嫌だという人もいる。それは未だにある差別の問題の影響が大きい。政府がアイヌ民族を先住民族と認めてから月日がたち、昔よりはだいぶ差別が減ったが、いまだ大学進学率が低いことや、結婚、就職、家庭においてアイヌの血が入っていることへの差別があり、生活や教育が厳しい状況にある。なぜ差別が起こるのか。

私はニュージーランドに留学して保育園へボランティアに行ったときに、

子供たちが動画でマオリ先住民族についての映像を見たり、マオリ語を学んだりしているところを見たことがあった。彼らにとってマオリ族は自分たちの生まれた国を作ってくれた人たちであり、小さなときから身近な人々であった。先住民族についての教育を、ニュージーランドは国を挙げて取り組んでいた。私はその時、日本では自分たちが日本の先住民族について学ぶ場があまりないと感じた。なぜ私たちは自分の国の先住民族をよく知らないのか。私はそこで、差別が起きるのは私たちが知らないこと、理解が不十分であることが原因だと考えた。

アイヌの人々が先住民族と認められるまでの歴史をたどる。1991年、日本政府はアイヌを国連人権規約に基づく「少数民族」と認めた。しかし、先住民族とは認めなかった(毛利 2011)。18世紀からアイヌ民族の血が入っているというだけでアイヌ民族の人々は長い間差別されてきた。1997年ついにアイヌ文化振興法が公布され、北海道旧土人保護法が廃止された。北海道旧土人保護法とは保護とは名ばかりで、日本語や和風人風の習慣による教育を行うことで、アイヌ民族を和人に同化するためのものであった。1964年に政府が国連からアイヌ民族の権利に関する勧告がされてから実に33年の年月が経っていた。こんなにも月日がかかったのは、政府が日本に先住民族がいることを認めたくなかったからである。2008年の3月に行われた、先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての権利確立に向けた政府の取り組みに関する答弁書では、元内閣総理大臣の福田康夫氏が政府の見解としては、「先住民族」に明確な定義がされていないからと述べていた。(衆議院 2014)しかし、実際のところは、先住民族を認めることは独立を認めること、それは政府にとって反逆の恐れがあると思われるからだった。権利や補償などの部分で衝突が起こればと思われたのだろう。しかしアイヌ文化振興法とは、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、合わせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている(アイヌ民族文化財団 2018)。アイヌ文化振興法によって問題は解決に向かっていると思われたが、未だ進学における差別やアイヌ民族であるから違う人種であるという偏見が残っていることは、2013年に全国20才以上のアイヌの人々を対象とした意識調査で明らかであった。(内閣官房アイヌ総合政策室 2016)

そこで、私は「なぜ私たちは教育現場で日本の先住民族の歴史を深く学ば

ないのか」というリサーチクエスチョンをたてた。

浅井(2017)は「人権教育の展開を考える上で「多様性」と「普遍性」を念頭に置きたい。人権教育の多様性とは「みんな違ってみんないい」という考え方で、それぞれが違ったまま、お互い違ったまま、お互い違う存在として認め合うことである。その上で様々な人権課題に対する教職員研修を実施し、まずは教職員の人権感覚を磨くことを目標としたい。教職員の意識改革こそが新たな人権教育の展開に必要不可欠である」と述べている。アイヌ史を学習していないことは、先住民族に対する理解の欠如である。それはマイノリティの主張が理解できないことや歴史的に形成されてきたことを知らないことに繋がる。そして差別や偏見を生んでしまう。

また、太田(2017)は「様々な人権教育に対する教職員研修を実施し、まずは教職員の人権感覚を磨くことを目標としたい。教職員の意識改革こそが新たな人権教育の展開に必要不可欠である。」と述べている。人権教育に対する教職員研修を行うことで、教職員の人権感覚が磨かれる。それが人権教育に必要なだと述べている。しかし、なぜ人権教育がきちんと行われていないのかについては明らかにされていない。

なぜ私たちは教育現場で日本の先住民族の歴史を深く学ばないのだろうか。

そこで本研究では「教科書記述と教員への教育が不十分であるから」という仮説を立て、義務教育におけるアイヌ民族教育について考察することを目的とする。

まず、第2章で日本の先住民族についての歴史をさかのぼり、未だ起きている問題を調べる。次に、第3章では先住民族との共生が進んでいるニュージーランドでマオリ先住民族がどのような生活を送っているのかを述べていく。第4章では日本における先住民族教育について述べていく。第5章では、ニュージーランドと日本における先住民族教育の比較をする。そして第6章に、今まで調べたことについての検証結果をまとめ、今後の課題を提示する。

第2章 アイヌ先住民族の差別の歴史

北海道アイヌ協会は、アイヌ民族は17世紀から19世紀において東北地方

北部から北海道、サハリン、千島列島に及ぶ広い範囲に先住していたと主張している。「明治時代になり、明治政府はそれまでの『蝦夷地』を北海道と改称し、一方的に日本の領域のなかに組み込んだ。戸籍を作ってアイヌを日本の国民とみなす一方で、『旧土人』として和人とは区別した。政府は、北海道の開拓を推し進めることを優先し、先住者であるアイヌの権利や生活を無視あるいは黙殺した。例えば、『場所請負制』（松前藩主や家臣がアイヌとの取引を商人にまかせ、運上金を受け取る仕組み）は廃止されたが、多くの漁場は和人の経営者によって独占され、シカ猟や川でのサケ漁も禁止されていった。また、土地は開拓者や和人の資本家に対して優先的に払い下げられるなど、それまでのアイヌの生活の基盤は急速に奪われていった。」（アイヌ民族文化財団 2018）アイヌ民族は独自の文化や生活をしながら、彼ららしく、彼らのやり方で生きていた。しかし政府によってその生活は一瞬にして壊された。彼らのアイデンティティは、長い年月の中で深い傷を作りながら奪われた。18世紀には、江戸幕府によるアイヌ民族に対する同化政策が行われていた。その内容とは、人名の変更や、入れ墨や伝統的なイヤリングなどの風俗習慣の禁止であった。これは伝統や文化を重んじるアイヌ民族にとって苦しいものであったに違いない。その同化政策に対する反発が起きたのか、1899年、明治政府は「北海道旧土人保護法」を制定した。保護とは名ばかりで、本当は日本語や和人風の習慣による教育を行うことで、アイヌ民族を和人に同化するためのものであった。1964年には、行政管理庁が北海道旧土人保護法を廃止勧告した。1979年、日本政府は日本国内にはいかなる少数民族も存在しないという内容の政府報告書を発表した。この内容を知った北海道ウタリ協会は、カウンターレポートを提出し、「北海道旧土人保護法」の存在とそれによるアイヌ民族の差別の実態を国連の「自由権規約人権委員会」に訴えた。NGOによるカウンターレポートが提出されたことで、日本政府は前述の政府報告書を撤回し、アイヌ民族の言及を含んだ報告書を再度提出した。1991年、日本政府はアイヌを国連人権規約に基づく「少数民族」と認めた。しかし、先住民族とは認めなかった（毛利 2011）。1997年ついにアイヌ文化振興法が公布され、北海道旧土人保護法が廃止された。勧告から実に33年の年月が経っていた。アイヌ文化振興法とは、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、合わせて我が国の

多様な文化の発展に寄与することを目的としている（アイヌ文化振興・研究推進機構）。

2007年の「先住民の権利に関する国際連合宣言」採択を受けて、2009年には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を提出し、2010年にはアイヌ政策推進会議が発足した。同会議の提言に基づいて、2014年には「民族共生の象徴となる空間」（象徴空間）の整備および管理運営を行うこと、北海道の白老郡白老町を「象徴空間」として整備することが閣議決定された。同時に、白老町に、アイヌ民族に関する展示に加えて、国内の大学で保管されているアイヌの人々の遺骨を集約することも決定された。（内閣官邸 2014）

第3章 ニュージーランドにおけるマオリ先住民族教育

1. マオリ先住民族の歴史と取り上げた理由

ニュージーランドの、面積は日本の約4分の3、人口は2017年時点で約476万人である。民族は欧州系（74%）、マオリ系（14.9%）、太平洋島嶼国¹系（7.4%）、アジア系（11.8%）、その他（1.7%）とさまざまな民族が共生している（外務省 2018）。ニュージーランドには、「マオリ族」という先住民族がいる。18世紀末頃からヨーロッパ人が移り住むようになり、1840年にはイギリス政府とマオリの各部族の首長たちとの間でワイタンギ条約という条約が締結され、ニュージーランドは正式にイギリス領となった。ワイタンギ条約はニュージーランドの法や社会の中心に残っており、マオリの言語や伝統が日常生活の一部になっている（100% PURE NEWZEALAND 2018）。私が留学中にはニュージーランドのあちこちにマオリ族に関するものが存在していた。地域の名称がマオリ語に由来していた。また幼稚園ではマオリ語の学習や歴史を動画で学んでいた。博物館にはマオリ先住民族の歴史や文化を学ぶところがあった。しかし、初めから先住民族との共存が成功してきたわけではない。長い争いを経て、いまのニュージーランドがある。マオリ族は初め、同化を余儀なくされた。杉原・大藪（2018）によると「西欧社会に埋

1 島々から構成され、大陸から距離が離れているため、開発上困難を有する発展途上国。

没し、自分たちのアイデンティティを失ってしまった反省から、近年、マオリの文化、価値、生活様式をとりもどそうとする試みが多くなされてきた。その例として、ニュージーランドのエコ都市ワイタケレにおけるマオリ・コミュニティを取り上げた」

ニュージーランドの学校教育は、初等教育の小学校 (Primary School) 6年 (5歳～10歳・Year1～6)、中等教育の中学校 (Intermediate School/Middle School) 2年 (11歳～12歳・Year7～8)、高校 (Secondary School/College/High School) 5年 (13歳～17歳・Year9～13) からなっている。義務教育は6歳～16歳だが、5歳になると小学校への入学が許可されるため、ほとんどの子供達は5歳の誕生日の翌日から小学校に入学する。高校では、Media Studies (メディア学)・Café Cuisine (カフェの料理)・Maori Language (マオリ語)・Poutama (マオリパフォーマンス)・Art History (美術史)・Photography (写真)・Gate Way (就業体験) などユニークな科目がある (外務省)。このように高校では教科として、マオリ民族の言葉や文化を学ぶ機会がある。

2. 教科書におけるマオリ民族表記

ニュージーランドは基本として教科書を使った授業はほとんど行わない。グループワーク中心の授業がほとんどだ (nzdaisuki.com HP)。ニュージーランド出身の大学教授、ポール・E・ロバートソン教授にお話を伺った。「ニュージーランドではマオリ先住民族について、教科「社会」の部分で学ぶ場面が多い。また、特に歴史についてはマオリ民族の方を呼び、講義をしてもらう。なぜなら私たち (白人) はマオリ民族の全てを話すことはできないからだ。マオリのことはマオリが話すべきだからだ。ニュージーランドでは挨拶の中でも「Kia Ora ! (こんにちは)」とマオリ語を普段の中で使う。」 (ロバートソン 2018) このようにニュージーランドでは授業の中で独立したマオリ民族に関する授業がある。

3. ロトルアでのマオリ民族教育への取り組み

ニュージーランドでは特にロトルアという場所がマオリ民族と縁の深い地域である。「マオリ文化に深く根ざしているその町は、歌や踊りなどの伝統

芸能を鑑賞したり、地熱を利用する伝統料理ハンギを味わったり、復元されたマオリの村を訪れるツアーに参加したり、本格的なマオリ文化に親しむことができる」(ニュージーランド留学センター HP)。私が実際にロトルアへ訪れたとき、マオリの伝統のダンスや食事を体験することができた。そこには観光客はもちろん、現地の大人や学生も多くいた。

4. ニュージーランドでのマオリ民族の捉え方

「マオリ民族はニュージーランドの成功はマオリの成功に左右され、マオリの成功はマオリの成功にかかっています。つまり、マオリ文化は認識され、検証され、学習プロセスに組み込まれています。」(EDUCATION.govt.nz) このようにマオリ先住民族はニュージーランドには欠かせない人々と認識している。昔こそ、マオリ族を同化させようとしたがその反省を生かし、多文化主義国としてマオリ族の尊厳を守るためにさまざまな取り組みをしている。ニュージーランドについての多くの観光サイトには、マオリの伝説やアート、伝統のダンスが掲載され、マオリが戦いの時に踊る「ハカ」が国技ラグビーの試合前に伝統として踊る動画が世界で有名だ。さまざまなマオリ族についての博物館やイベントがあり、観光客はそれを目当てに来る人も多くいる。マオリ民族の文化や生活をニュージーランドの一部として世界に発信している。

第4章 日本におけるアイヌ先住民族教育

1. アイヌ民族の歴史

第2章でも述べたように、アイヌ先住民族は長い間和人(大和民族)から差別され、自分たちの生活を奪われ、文化を奪われ、歴史を奪われ、アイヌとしての誇りを失う人が多くいた。そこでアイヌの権利を取り戻そうと「アイヌと同じような歴史的立場に置かれている人々(先住民族)は、世界各地に存在します。先住民族の権利の回復を求める動きは各地で活発になってきており、国際連合には先住民族の権利の問題を協議する場も設けられています。北海道アイヌ協会の代表をはじめとするアイヌの人々も、こうした会議に出席するなど、国際的な議論の場に参加し交流を進めつつあります」(ア

イヌ民族博物館)。このようにアイヌ民族は未だに差別に苦しむ人が多くいる中でアイヌ民族の現状があまり変わらないのはなぜか。肝心の日本国内ではまだまだアイヌの人々に対して関心が薄いのはなぜか、教科書における表記、地域の取り組み、アイヌ民族教育についての捉え方の観点から調べる。

2. 教科書におけるアイヌ民族表記

日本では、教科書に基づく授業を教師が児童・生徒に教えるという形がほとんどである。さまざまな教科がある中で、社会の歴史部分は特に教科書や資料集を必要とする。なぜなら年代化してはるか昔の時代から歴史をたどっていくことで、どのようにして今日の日本や世界が作られているかを知り、理解することができるからだ。しかし、その歴史を扱う教科書での記述の部分でアイヌ民族に関する情報が少ないと感じた。そこで、アイヌ民族とのかかわりが深い北海道と、最も人口の多い東京都で採用されている教科書を取り上げ、アイヌ民族に関して、どのような記述の変化があるのかを調べ、表1と表2にまとめた。特に義務教育である小学校と中学校の社会科を中心に調べた。北海道と東京都で使用されている割合が高い出版社は、表1、表2から分かるように、東京都、北海道どちらも、小学校は教育出版と東京書籍、中学校は東京書籍、帝国書院、そして教育出版である。教科書検定は、小学校は平成16年度、21年度、25年度、中学校は平成16年度、22年度、そして26年度の3回行われている。

表1 出版社別のアイヌ民族に関する表記：小学校6年生下

① 教育出版	
H16	1箇所 ・人権教育の中で先住民族の人権
H21	1箇所 ・アイヌ民族と松前藩の貿易
H25	1箇所 ・人権教育の中で権利を主張していること
② 東京書籍	
H16	0箇所
H21	1箇所 ・「明治維新と北海道・沖縄」というコラムで明治政府がアイヌや琉球にひどい仕打ちをしたことについて
H25	1箇所 ・蝦夷地としてどのような貿易を行っていたかについて

表2 出版社別のアイヌ民族に関する表記：中学校²

① 東京書籍		
H16	6箇所	・琉球と蝦夷地・アイヌ民族との交易・琉球王国・アイヌ民族と日本・殖産興業での過酷な労働・北海道アイヌ協会の設立・アイヌ文化振興法の制定
H22	6箇所	・アイヌ民族の交易について<東アジアの中で> ・アイヌ民族の交易について<日本の中で> ・アイヌ民族の歴史、暮らし方・人権の尊重
H26	6箇所	・琉球と蝦夷地<資料>・アイヌ民族との交易について ・アイヌが殖産興業で労働を強いられる ・北海道アイヌ協会の設立・アイヌ文化振興法
② 帝国書院		
H16	7箇所	・アイヌと元の戦い・アイヌの人々との交易・琉球と蝦夷地(資料)・移住と開拓の北海道(資料)・北海道アイヌ協会の設立・アイヌ文化振興法の制定
H22	8箇所	・アイヌと元の戦い・アイヌの人々の交易・松前藩との戦い・琉球とアイヌの人々の生活・文化・生活を変えられたアイヌの人々・移住と開拓が進む北海道・北海道アイヌ協会の設立・アイヌ文化振興法が制定
H26	8箇所	・アイヌと元との戦い・アイヌの人々との交易・松前藩との戦い、そして鎮圧・琉球とアイヌの人々の生活・文化(資料)・変わる沖縄と北海道・移住と開拓が進む北海道(資料)・北海道アイヌ協会の設立・アイヌ文化振興法の制定
③ 教育出版		
H16	6箇所	・琉球と蝦夷地・松前藩との戦い・北海道の開拓について・北海道アイヌ協会を設立・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」について
H22	8箇所	・琉球王国とアイヌ民族・松前藩との戦い・アイヌの人々が漁場をめぐる蜂起・北海道開拓とアイヌの人々・アイヌの人たちの文化<資料>・北海道アイヌ協会の設立・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」について
H26	8箇所	・琉球王国とアイヌ民族・松前藩との戦い・アイヌの人々による漁場での蜂起・北海道の開拓・アイヌの文化を伝えた人たち<資料>・北海道アイヌ協会の設立・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」について

※年度表記

表1と表2をもとに、教科書検定とアイヌ民族表記について考察する。小学校では3年生から教科書を使った社会の授業を受け始めるが、6年生になるまでアイヌ民族の記述はほぼない。また、小学生向けであるためか、難し

2 中学校の教科書採択の年度は学習指導要領の改定後に伴い、平成20年度の採択の次が4年後ではなく平成22年度となっている。

い文の記述は少なく、「～暮らしていた。」と過去形になっている。特に記述の多い小学校6年生(上)を取り上げ調べたが、歴史の流れでアイヌ民族が出てくるのは1箇所だけだ。多くは、松前藩との交易についてと、マイノリティとしてのアイヌの人々の人権回復に向けた動きが記述されている。

中学校ではどちらの教科書でも見開き1ページの資料が多く載せてある。しかしその資料の部分を必ずしも授業で教師が取り上げるとは限らない。

小学校、中学校ともに、多くの教科書がアイヌ先住民族は歴史上の人物としての扱いである。もう現在にアイヌの人々はいないのではと考えられるような記述が多い。また、多くの記述で暮らしや文化の面が強調されている。アイヌ民族が受けてきた人権侵害や差別については表記がない。二風谷ダムの裁判³もない。北海道旧土人保護法の深刻さが表記されておらず、北海道旧土人保護法の内容を簡単にまとめているがどういった意味があるのか記入されていない、歴史の経過だけが書かれており具体的なことが書かれていない、現在どのように活動しているのか、暮らしているのか記入されていない。

「日本全国の小学校で使われている教科書は、アイヌ民族からすれば、和人社会中心の歴史観であり、マジョリティである和人の子供にとっては、マジョリティの中央政権史であることに気づくことが難しいような構成となっており、そこにアイヌ史が部分的に「付加」されているというのが現状である。」(太田 2017)現在の教育では、アイヌ民族を正しく理解していくことが難しいといえる。

なぜこのようにアイヌ民族の表記が少ないのか。日本では、文部科学省が4年に一度行う教科書検定が大きく関わっている。それではどのように教科書検定が行われるのか。

日本では民間の出版社が教科書を作成し、国へ申請する。文部科学省の教科書調査官及び教科用図書検定調査審議会委員による調査を受ける。その後、審議会ではそれぞれの種目ごとに大学教授などからなる委員が自らの調査に加え、報告された調査結果も参考にして、記述の内容が学習指導要領に適合しているか、教材の選択や扱い方が適切か、誤りや不正確なところがないか

3 アイヌ民族にとって聖地であった二風谷地区で国がダムを建設、アイヌ民族は国に対し差し止め訴訟を起こした裁判のこと。

など慎重に審議し合否の判定を行う。採択し、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部）で使用する教科書の採択の方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められており、図で示すと次のようになる。

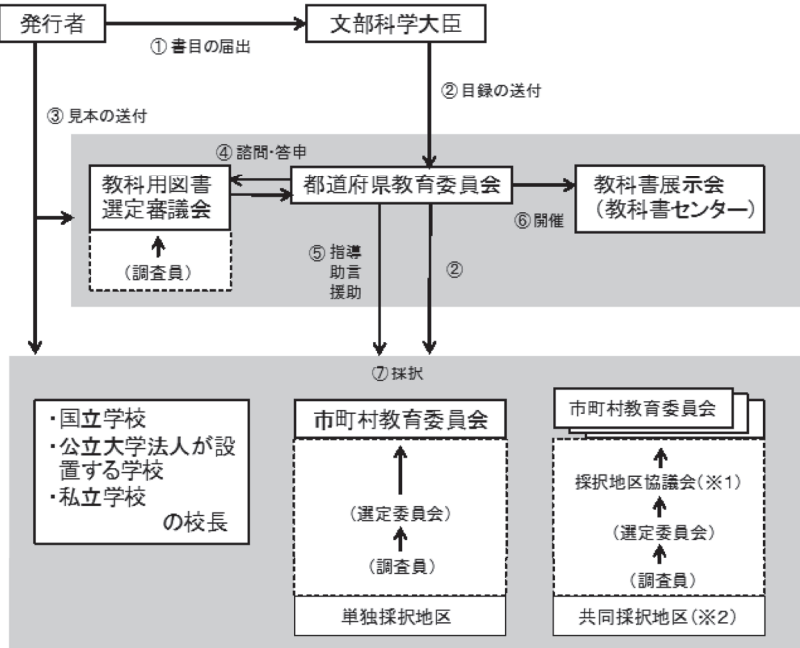


図 1：教科書採択の手続き

出所：文部科学省 2018

日本では主に教科書によって授業を進めることが多い。特に社会の授業では教科書や資料集が必要不可欠である。教科書には多くの歴史が記述されており、私たちは教科書に沿いながら日本の歴史を学んできた。私は教科書にすべてが記載されているものだと思い込んできた。しかしそれは少し違った解釈だと気づいた。そもそも教科書というものは文部科学省が定めた教科書検定制度に合格したものの中から各地域の教育委員会や学校が、それぞれの偏差値等によって選ぶものである。「我が国では、学校教育法により、小・中・高等学校等の教科書について教科書検定制度が採用されている。教科書

の検定とは、民間の出版社が作・編集した図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めることである。教科書に対する国の関与の在り方は、国によって様々であるが、教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間の出版社に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているものである。」(文部科学省 2018) によって教科書の内容は国が左右している。民間の出版社に教科書の著作や編集を委ねているとあるが、民間の出版社は文科省に認めてもらうために国に不利なことは書かない。

北海道はアイヌ先住民族に関する教育に積極的である。アイヌ先住民が多く住む北海道では、特に札幌市がアイヌ民族に関する教育の充実を図ろうとしてきた。札幌市は北海道の政令指定都市であり、多くのアイヌ民族に関する博物館がある。札幌市のホームページでは以下のように説明されている。

札幌市では、アイヌ民族の歴史と文化等に関する指導について、これまで指導資料を第4集まで発行し、アイヌ民族についての概説や指導事例、アンケート調査の結果、講演会の紹介等を示すとともに、民族教育に関する研修会を昭和年から毎年実施するなどして指導方法等の普及啓発を図ってまいりました。また、昭和年から学校研究委託事業の研究課題としてアイヌ民族教育を設定し、狩猟・漁労の道具などの伝統的な生活用具や資料を活用した教材開発、ゲストティーチャーを招いた実技指導等の体験的活動を取り入れた授業展開等の実践的研究を積み重ねることにより、アイヌ民族の理念や自然観を児童生徒が理解し、アイヌ民族の歴史や文化等を尊重する態度を身に付ける指導の充実に努めているところであります。

このように札幌市ではさまざまな取り組みが行われている。北海道では教科書では不十分と考え副読本が作られている。しかし、85市町村の副読本を調査した結果、51市町村の副読本において、歴史事象の取り扱いがなされていないことが指摘されている(太田 2017)。つまり、日本ではとりわけ北海道がアイヌ民族に関する教育について他の都道府県よりも進んでいるかの

ように思えたが、実際はあまり進んでいないことが、副読本の調査からわかった。

2. 北海道のアイヌ民族教育への取り組み

北海道では、特にアイヌ民族についての学校教育に力を入れ、さまざまな体験学習や教員への研修を行っている。北海道にはとりわけ多くのアイヌ先住民族が暮らしていたことから、今日までにさまざまなアイヌ先住民族の人権を尊重するために施策を行ってきた。学校教育においては、アイヌ民族の人権を尊重するため、アイヌ民族の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深める指導を充実させることが求められている。平成19年(2007年)9月に国際連合総会において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの動向を踏まえ、学校におけるアイヌ民族に関する指導が正しい認識のもとに行われることにより、アイヌ民族に対する差別や偏見をなくすなど、人権教育の一層の充実を図るため、北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)札幌支部の監修のもと、平成20年(2008年)3月に「アイヌ民族の歴史・文化等に関する歴史資料～第5集～」を発行した。この指導資料では、アイヌ民族をめぐる動向やアイヌ民族の歴史・文化等に関して指導に必要な基本的事項についてまとめるとともに、学校研究委託事業等におけるこれまでの研究成果を踏まえた授業実践例や体験的活動等を行う際の参考資料を掲載している。(札幌市 2018) このようにアイヌ先住民族が多く住んでいた北海道では、教科書に加え、副読本や教員への研修を行っている。北海道には昔、アイヌ民族が多く住んでいた場所がある。現在はアイヌ民族の正確な数は分からず、定義を述べていないので何を以ってアイヌ民族、アイヌの人々とするかは難しい問題であるが、過去には、道内ですらアイヌ教育に真正面から取り組んでいる学校はまれだった。道教委は2008年度から、郷土学習のテーマにアイヌを取り上げ、道内2カ所を研究対象に指定した。その一つ、白老郡白老町の白老中学校の名須川敏雄校長は「アイヌ学習は他者との違いを理解し、排除しない社会づくりを考える上でも大切。そのためには教員研修も必要」と指摘する。白老町教委は、夏休みに新人教職員研修でアイヌ教育を毎年取り上げている(毎日新聞2010)。ただし、札幌市が同市立学校の教諭を対象とする、アイヌ民族に関する教員指導研修を1982年から毎年実施し

ているが、各回の参加者は教諭 30 名程度、アイヌの人々 10 名程度にとどまっている。北海道ですらアイヌ先住民族に対する関心が薄いと言わざるを得ない。

3. 日本でのアイヌ民族教育についての捉え方

第 2 章で述べたように、日本政府はアイヌ民族に対して長い間差別を行ってきた。長い月日を経て、アイヌ民族は先住民族と認められたが、政府のアイヌ民族に対しての姿勢は消極的である。また、国民の関心が低い傾向が見られる。私の妹は現役の大学受験生だが、妹は「センター試験に必要なものを覚えることについて目が行きがちです。アイヌ民族は過去の人物のように描かれているし、あまり自分の生活とのかかわりがなく身近に感じることができません」と言っていた。萱野(1987)は、「学校教育のなかでの『アイヌ』という記述についてであります、これはまったくないに等しいものであります。それは日本人が北海道を侵略したことを国民に知らせたくない、日本人の諺にある『臭いものには蓋をしろ』というように、なるべく知らん顔をしていくのが日本人の考え方であります。そこでアイヌ民族の存在を知られることを嫌っているからであります。日本における言論の自由は、教科書の段階で全部抑えられております」と述べている(萱野 1987)。このように日本では特に若者が知る機会さえ奪われてしまい、関心を持たず、小さな枠で終わってしまうことが多い。

第 5 章 日本とニュージーランドにおける先住民族教育の比較

第 3 章では、ニュージーランドにおけるマオリ先住民族教育について、第 4 章では日本におけるアイヌ先住民族教育について調べた。「先住民族」に対して、当初の同化政策の考え方から大きく変わったニュージーランドと、あまり変わらない日本が顕著に表れていると感じた。その理由を 3 つの比較を通して述べる。

1 つ目は、教科書記述についての面からだ。しかしニュージーランドではあまり教科書を使用しないため、はっきりとした教科書記述の比較はできなかった。ただ、授業の展開が違ふところが大きな分かれ目であると言えよう。

日本の教科書記述ではあまりにも不十分な点が多かった。特に、教科書検定の影響もあり、北海道旧土人保護法がどのような苦しみをアイヌの人々に与えたのか書かれていないという点である。

2つ目は、特に先住民族とのかかわりが深い場所での取り組みである。ニュージーランドでは特にロトルアがマオリ文化に深くかかわりがある場所であるが、ニュージーランド全体としてマオリ民族の文化や暮らしを尊重している。日本では、北海道が特にアイヌ民族が多く住んでいた場所であるが、今は日本全土にわたって住んでいることを日本国民はどれだけ知っているだろうか。実際に私が北海道を訪れたときも、北海道には多くの素晴らしい博物館や資料館があるが、それに触れる機会が北海道にしかないのが惜しいと感じた。

3つ目は、国全体での先住民族に対する取り組みだ。ニュージーランドでは、国を挙げてマオリ民族の歴史や文化を保護しているように感じる。それに対し、日本は国全体としてのアイヌ民族への意識が低い。その意識を高めるために「アイヌ民族を知る」ことから始めるべきだと考えた。

第6章 結論と今後の課題

第5章のニュージーランドと日本の比較から、日本は他国よりも先住民族の歴史を後世にきちんと伝えることはおろか、あまり重要視していなかったことが分かり、また第4章からは、義務教育における先住民族についての教育が不十分であること、またその重要性を国民ないし教員が理解していない現状を把握することができた。

「なぜ私たちは教育現場で日本の先住民族の歴史を深く学ばないのか」という問いに対し、「教科書記述と教員への教育が不十分であるから」という仮説を立て、アイヌ民族の歴史、日本とニュージーランドでの先住民族教育の違い、現段階で行われている日本の義務教育の中でのアイヌ先住民族教育の現状から、上記の仮説を検討してきた。この検証結果より、教科書記述と教員への教育が不十分なのは事実だが、地域の特徴や研修の質などを精査しないと、一律に不十分とは言えないことがわかった。たとえば、教科書の採択はほぼ4年に一度であり、政府のアイヌ先住民族に対する施策が実行

されてから長い年月をかけてその内容が教科書に掲載される。したがって、NGOなどの団体や個人が自発的に広報啓発活動を行うべきである。

そして、私は日本の先住民族教育には多くの国民の関心、重要性に気づかせるための資料、そしてそれを授業で取り上げる教師の3点が必要であると考える。その根拠は第3章、第4章で述べたように、日本にはアイヌ民族の教育が、教材の面でも、教員の知識技能の面でも、不十分であるからだ。

他にも、最近では『ゴールデン・カムイ』という漫画でアイヌ民族が注目を浴びている。その漫画では、アイヌの方々の監修によって、アイヌの歴史が正確に描かれている。この漫画は、若い世代にとって、アイヌ民族を知る良いきっかけになると思う。

また、今後の課題として、私たちは義務教育の場面で、先住民についての知識を身に付ける機会が必要であるとともに、教師が率先して、日本の誇り高いアイヌ先住民族の歴史や文化を引き継ぎ、後世へ繋いでいく責任がある。そして尊い先住民族の歴史を大切にできる日本人として生きてゆきたい。アイヌ ネノアン アイヌ(人間らしい人間)。

参考文献

- 浅井厚視(2017)「新たな人権教育の展開に関する実践的研究」『地域社会デザイン研究』
- 太田満(2012)「他民族学習としての小学校歴史学習 アイヌ史の位置づけを中心に」『社会科学教育研究』
- 太田満(2017)「小学校における多文化的歴史教育の理論と授業開発」 <http://hdl.handle.net/10132/17571>
- 萱野茂(1987)『萱野茂 アイヌの里 二風谷に生きて』
- 教育出版(2009)『小学社会 6上』
- 教育出版(2011)『中学社会 歴史』
- 教育出版(2011)『小学社会 6上』
- 教育出版(2012)『中学社会 歴史』
- 教育出版(2012)『小学社会 6上』
- 教育出版(2016)『中学社会 歴史』
- 杉原利治・大藪千穂(2018)「マオリ教育の新しい潮流-持続可能な社会と教育-」『岐阜大学教育学部研究報告』
- 品田早苗(2010)「「アイヌ」像と北海道の学校教育-教職員用の指導の手引き・指導資料を中心に-」『北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集』
- 清水敏行(2000)「学校教育におけるアイヌ民族教育の現状に関する調査」『僻地教育研

究』

帝国書院 (2011) 『社会科 中学生の歴史』

帝国書院 (2012) 『社会科 中学生の歴史』

帝国書院 (2017) 『社会科 中学生の歴史』

東京書籍 (2009) 『新しい社会 6上』

東京書籍 (2011) 『新編 新しい社会 歴史』

東京書籍 (2011) 『新しい社会 6上』

東京書籍 (2012) 『新しい社会 歴史』

東京書籍 (2015) 『新編新しい社会 6上』

東京書籍 (2016) 『新編 新しい社会 歴史』

二風谷フォーラム実行委員会 編 (1994) 『アイヌモシリに集う』 悠思社

野崎剛毅 (2010) 「アイヌ民族の教育不平等」 『國學院大學北海道短期大学部紀要』

のりこえねっと (2014) 『ヘイトスピーチってなに？レイシズムってどんなこと？』 七つ森書館

藤岡美恵子・中野憲志 編 (2004) 『グローバル時代の先住民族』 法律文化社

松本和良・大黒 正伸編 (1998) 『ウタリ社会と福祉コミュニティ』 学分社

毛利聡子 (2011) 『NGO から見る国際関係』 法律文化社

ロバートソン P. (2018) インタビュー 2018年 11月 27日

参照サイト

アイヌ政策推進会議 / 内閣官房アイヌ総合政策室 (編) (2012) アイヌ政策の概要 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/> (2018年 7月 16日閲覧)

アイヌ民族文化財団 (編) (2018) アイヌ民族：歴史と現在 <https://www.frpac.or.jp/web/learn/culture/history/index.html> (2018年 7月 29日閲覧)

アムネスティ・インターナショナル日本 (編) (2018) アイヌ民族 https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/minority/world/minority_ainu.html (2018年 7月 16日閲覧)

EDUCATION.govt.nz (eds.) (2018) Tau Mai Te Reo: The Maori Education in Education Strategy 2013-2017

<http://www.education.govt.nz/our-work/overall-strategies-and-policies/tau-mai-te-reo-the-maori-language-in-education-strategy-2013-2017/> (2018年 11月 28日閲覧)

外務省 (編) (2018) ニュージーランド基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/index.html> (2018年 9月 6日閲覧)

国際連合広報センター (編) (2018) アイヌの人々：日本の先住民族 <https://www.youtube.com/watch?v=5Z9dKB2VBMA&list=PLNe0pDYSfDiuSZA4woHk21HxJ3LCXh-Zx&index=4> (2018年 11月 24日閲覧)

札幌市 (編) (2018) アイヌ民族に関する教育 http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/ainu/ainu_minzoku.html (2018年 7月 12日閲覧)

JFS (編) (2009) 東京に生きるアイヌー日本の先住民を知る https://www.japanfs.org/ja/projects/sus_college/sus_college_id033259.html (2018年 7月 13日閲覧)

衆議院 (編) (2014) 答弁情報(平成 20年 3月 14日) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_

- shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169138.htm 2018年11月26日閲覧)
- 東京都教育委員会(編)(2018)教科書採択の権限 http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/textbook/adoption_system/how_it_works/adoption_of_authority.html (2018年11月27日閲覧)
- 内閣官邸(編)(2014)平成26年6月13日付閣議決定:アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/260613kakugi.pdf> (2018年12月4日閲覧)
- 内閣官房アイヌ総合政策室(編)(2016)国民のアイヌに対する意識調査 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/rikaido_houkoku160322.pdf (2018年7月17日閲覧)
- 北海道アイヌ協会(編)(2018)アイヌ民族とは <https://www.ainu-assn.or.jp/ainupeople/index.html> (2018年7月17日閲覧)
- 北海道庁アイヌ政策推進局アイヌ政策課(編)(2018)アイヌの人たち、アイヌ文化への理解を深めるために http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_seikatsukoujou.htm (2018年7月16日閲覧)
- 北海道博物館(編)(2018)アイヌ文化の世界 <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/exhibition/> (2018年11月26日閲覧)
- 毎日新聞(2010年3月31日朝刊) 小学校の新教科書にアイヌ記述が拡充 <https://blogs.yahoo.co.jp/sinrin81024/59675005.html> (2018年11月27日閲覧)
- 文部科学省(編)(2018)教科書採択について http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/tosho/003/gijiroku/08052214/001.htm (2018年10月1日閲覧)
- 100% PURE NEWZEALAND(編)(2018)ニュージーランドの歴史 <https://www.newzealand.com/jp/history> (2018年9月8日閲覧)